

第3章 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の尊い人命を救うため、高度な知識と専門的な救助・救急技術を持った隊員の育成並びに車両、資器材の整備によって、救助・救急体制の充実強化を図ります。

1 救助・救急体制の充実

消防救助隊等による交通救助体制を充実強化します。

< 事故発生時の対応 >

通常交通事故	救急隊及び救助資器材を積載するポンプ隊が対応します。
特異な交通事故等	救急隊及びポンプ隊のほか、高度な救助資器材を積載する特別救助隊及び消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー隊)等が、さらに、災害医療派遣チーム(東京DMAT)も出場し、医師と消防隊とが連携し救命処置を行います。
多数傷病者発生時	要救助者、負傷者の人数等、事故の規模に応じて、救助特別第1～第3出場、救急特別第1～第4出場を指令して、消防救助機動部隊、特別救助隊及びスーパーアンビュランス(1台で多数の傷病者を収容する特別救急車)等が出場します。

< 平成17年次 救助・救急の状況(西東京市内) >

救急活動内容	出動件数	救助活動内容	出動件数
急病	5,085件	火災	2件
交通事故	978件	交通事故	64件
一般負傷	1,300件	建物工作物	119件
その他	732件	その他	19件

2 応急手当等の普及啓発の推進及び救急車の適正利用の促進

救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人(バイスタンダー)によって早期に適切な応急救護処置が行われるよう、市民に対して救命講習・応急手当講習等を推進します。

また、緊急性に係る相談や医療機関の案内サービスの充実を図る等、救急車適正利用の促進に努めます。

3 救急医療機関の協力体制の確保

負傷者を迅速・円滑に医療機関へ収容するため、西東京救急業務連絡協議会及び西東京市医師会等を通じて、地域医療機関との連携体制をより一層強化します。